



ロータリーは機会の扉を開く



Nagai Rotary Club

長井ロータリークラブ



Weekly report

国際ロータリー会長 ホルガー・クナーク

長井ロータリークラブ会長

伊藤 克也

第2800地区ガバナー

齋藤 榮助

長井ロータリークラブ幹事

小笠原信吾

第6ブロックガバナー補佐

横澤 寿彦

例会日 毎週火曜日 12:15~13:15

例会場 タスパークホテルTel0238-88-1833

事務局 長井商工会議所内 Tel0238-83-2047

会報委員 土屋 茂樹・横澤 寿彦・寒河江良一

栗田 正彦・高橋勇喜知

URL: <http://www.nagai-rc.jp>E-mail: info@nagai-rc.jp

四つのテスト 1 真実かどうか 2 みんなに公平か 3 好意と友情を深めるか 4 みんなのためになるかどうか

令和3年 3月9日(火曜日) 第2,844回

<例会報告 NO. 22>

【月間テーマ】 水と衛生月間

会員卓話 小笠原 信吾 会員

SAA 渡部 堅一 副SAA 土屋 茂樹
伊藤克也会長

(1) 開会点鐘

(2) ロータリーソング

「四つのテスト」



食事



(3) 会長挨拶

みなさんこんにちは。

今日は小笠原信吾会員（幹事）の卓話となっております。今年度幾度となく連絡を取り本会の運営について話を重ねております。その経過の中で「ま、ま、ま会長、その発言NGです」というご指摘を何回も受けたのも事実でございます。私にとっては、心強い方から幹事としてのマネージメントを頂いている事について感謝申し上げます。





月間テーマ「水と衛生」その2についてお話しします。衛生とは「生」を「まもる」ことから健康をまもること、転じて健康の増進を意味する。特に清潔を保つことを意味する場合も多い。関連した括りとして、衛生学・衛生工学・公衆衛生・精神衛生・労働衛生・食品衛生・建築衛生 等があります。先週の内容は「建築衛生」に関する様です。

ここで

歯科衛生（士） 歯の健康を守る人・・・という風に解釈できるかと思えます。

元会員の赤間寛さん（赤間歯科医院）について。私は、スキークラブで一緒です。

福島県と一緒だった253地区が第2800地区として独立して30年を迎えるそうです

記念誌の発行に伴い、先般クラブの特色についての原稿依頼がガバナー事務所（鈴木一作P氏）よりありました。「クラブの事は幹事の責任において実行する」（幹事が全て）ということで、小笠原幹事から原稿を作成して頂きまして、安泰をしておりました所、ガバナー輩出のクラブにおいては、その当時の関係者から追加投稿の依頼が来ました。故渡部パストがガバナーを務めた時は私も会員ではありませんし、その当時の方で面識があるのは赤間寛先生ということで早速伺って来ました。お元気なご様子にて安心しました。急なお願いにも関わらず、すぐに原稿の作成と25年前の地区大会の記念誌から選んで頂いた写真を改めて撮影・現像して頂いた写真を頂いて来ました。現会員の皆様にも宜しくとの事でした。直筆の原稿の初めには、「渡部ガバナー年度の思い出を掲載させて頂いたこと、元ロータリアンとして感謝申し上げます。」と綴られていました。感謝申し上げます。



第2800地区30周年記念誌が出来上がりましたら、お届けしたいと思います。



第2800地区30周年記念誌が出来上がりましたら、お届けしたいと思います。

第2800地区30周年記念誌が出来上がりましたら、お届けしたいと思います。

幹事報告

本日の幹事報告は以下のとおりです。

・第2800地区より以下のお知らせが届いております。

①2020-2021年度ガバナーノミニー・デジグネートに、山形北RCの伊藤三之会員が選任されました。

②第2800地区ローターアクト第30回地区年次大会が4月24日に開催されます。地区内の各会員には参加資格がございますので、ご参加を希望される会員は、3月31日までお手続きください。

③第13回全国RYLA研究会(山形大会)は5月1日に延期されました。

・齋藤慎治会員より早退届をいただいております。

・本日、理事会を開催する予定でしたが、不測の事情により、理事会を延期することとなりました。



(4) 委員会報告



3月

ご本人誕生日

横澤 茂	会員	4日
手塚 典雄	会員	21日
齋藤 圭央	会員	6日
小笠原信吾	会員	27日
横山 照康	会員	18日

奥様誕生日

おりません



小笠原信吾会員

結婚記念日
土屋 茂樹 会員 9日



手塚典雄会員

(5) ニコニコ BOX

伊藤 克也 会長 小笠原幹事の卓話に期待して



(6) 会員卓話

小笠原信吾 会員 (小笠原法律事務所 所長)

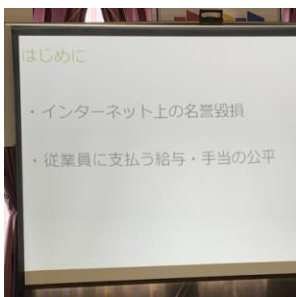
本日の内容 『近年の法改正』



- ・インターネット上の名誉棄損
- ・従業員に支払う給与・手当の公平

はじめに

- ・インターネット上の名誉毀損
- ・従業員に支払う給与・手当の公平



本日の卓話は弁護士の小笠原信吾会員よりお話を頂きました。「近年の法改正」というテーマのもと、インターネット上の名誉棄損と従業員に支払う給与・手当の公平について、資料をもとに説明をしていただきました。

名誉棄損の場合にすることとして、まずは犯人を捜すこと、その後することとして大きく二つに分けると、一つはインターネット上から消すこと、もう一つとして損害賠償請求をすることだそうです。会員の皆さんに解かりやすく、注意しなければならないことも含め、笑いを交えながらの卓話はでした。ありがとうございました。

インターネット上の名誉毀損

平成22年3月15日 最高裁判所第一小法廷
個人利用者がインターネットに掲載したものであるからといって、おしなべて、暗黙者において転載のいかなる権利も認められていないものであり、相当の理由の存在を要するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき趣旨は、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が同時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上の発信によって十分にその回復が図られる保証があるわけではないことなどを考慮すると、インターネットの個人利用者に係る失言行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると信じたことについて、客観的資料、根拠に照らして相当の理由があることが認められるときに限り、名誉毀損は成立しないものと解するのが相当である。よって、同様の事件で同様の成立を主張すべきものとは解されない(最高裁判所41年(ホ)第2472号同44年6月25日大法廷判決・前集23巻7号975頁参照)。

インターネット上の名誉毀損

〇〇店
#38 2015/06/26 09:01
床のどこかに隠しカメラあるんだぜ。店長が録画して女性客のスカートの中をのぞき見してるww
#39 2015/06/26 09:02
>>38
場末のクズしかいない店だからな
(東京地裁平成28年(ワ)第44023号参照)

インターネット上の名誉毀損

スナック
#46 2017/06/26 09:01
ママは未給で、〇〇コンサルのxx社長から認知された子2人おるんやで

#47 2017/06/26 09:03
〇〇のママは超ブス！
ハリセンボンの香葉じゃねーよ！
(東京都葛平2-9 (フ) 9-4-4-5号など参照)

インターネット上の名誉毀損

- ・インターネットにされた投稿はいつでも、誰でも見ることが出来る。
- ・保存が容易
- ・一度流された情報を消すことは出来ない
→違法性が高い

インターネット上の名誉毀損

- ・文字の内容で判断します
- 〇〇のママは超ブス！
→〇〇のママに対する名誉毀損となる。
- ハリセンボンの香葉じゃねーよ！
→〇〇のママに対する名誉毀損となる？

インターネット上の名誉毀損

- ・まずは犯人探し
- ・NTTドコモ社などのプロバイダが知っている...が、プロバイダは自己開示したくない。
- ・裁判官に開示命令を出してもらう
※3ヶ月ないし6ヶ月の時間制限がある

インターネット上の名誉毀損

- ・法改正案が提出されました(2/26山形新聞)
- ・裁判官に開示命令を出してもらう手間が減りました。

インターネット上の名誉毀損

- ・法改正案が提出されました(2/26山形新聞)
- ・裁判官に開示命令を出してもらう手間が減りました。

従業員に支払う給料・手当の公平

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
(不合理な待遇の禁止)

第8条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）と当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。



従業員に支払う給料・手当の公平

- ・正社員に支払っている手当をパート・アルバイトに支払っていますか？
- ・支払うべきもの、支払わなくてもいいもの
- ・支払うべきものを支払わない
→法律違反と判断される

従業員に支払う給料・手当の公平

- ・支払うべき給料・手当とは？
- ・給料・手当を何のために支払うの？
- ・パートさん、アルバイトさんにもあてはまるの？

従業員に支払う給料・手当の公平

- ・皆動手当
- ・扶養手当
- ・職務手当

分かり易い説明をしていただきました。ありがとうございました。

出席状況報告

会員数 25名

出席数 17名

出席率 68%

